

公共料金等の支払に係るクレジットカード決済業務仕様書

1 業務内容

本業務は、支出負担行為担当官 九州農政局長（以下、「甲」という。）が、業務契約者（以下、「乙」という。）から法人会員として会員番号の付与を受け、公共料金等の支払請求が発生した都度、乙は甲に代わり支払期限までにクレジットカードを用いた方法により立替払いを実施（以下、「カード決済」という。）することとする。

また、乙は、甲に代わり、カード決済を実施した金額（以下、「カード利用金額」という。）を甲に請求を行うものとする。

この仕様書において、「公共料金等」とは、電気、ガス、水道、電話料金の利用代金をいう。

2 契約期間

【契約締結日】から令和9年3月31日まで

（年会費及び発行手数料等の各種手続きに要する手数料を無料とすることを条件として、付与された会員番号の有効期限の範囲内で次年度以降更新する。なお、契約を解除しようとするときは、その1ヶ月前までに相手方に通知するものとする。）

3 業務条件

次の条件に合致すること。

- (1) 本業務は、カード決済に利用できるクレジットカードを貸与せず会員番号による管理が可能であること。また、キャッシング機能を付与しないものとする。
- (2) 甲は、乙が指定するカード会員入会申込書により会員番号の付与を依頼することとし、乙は甲の依頼に基づき速やかに会員番号、有効期限及びセキュリティーコードを付与するものとする。
また、乙は、甲からカード使用名義の変更依頼があった場合は、速やかに新規番号を付与するものとする。
- (3) 会員番号の予定発行件数は20件とし、会員番号の発行件数等は、双方協議の上で変更することができるものとする。
- (4) 乙は、年会費、発行手数料（再発行を含む。）、保証金、会員番号の付与・変更、入退会等の各種手続きに要する手数料は無料とするものとする。
- (5) 各月のカード決済の締切日は各月末日とし、乙は、翌月15日までに請求書及びカード決済利用ごとの利用日、利用先、利用金額等を記載した明細書を甲に提出すること。
- (6) 乙は、甲に対しカード利用金額の支払いを請求するに際しては、全て請求書発行による振込払いとすること。なお、支払は複数の銀行振込により支払いを行うことがある。
- (7) 別紙の官署に入居する甲以外の者が負担すべき電気、ガス、水道料金については、

甲がそれらの者に指示して、当該利用者それぞれから振り込ませることとして差し支えないこと。なお、各負担者毎の金額の内訳は、甲から事前に乙に通知する。

(8) 乙は、事業者に対する支払遅延が発生した場合については、乙の責任において解決するものとし、甲に対して遅延損害に係わる一切の請求を行わないものとする。

(9) 乙は、会員番号の流出や不正使用が判明した際には、速やかに利用停止手続を行うとともに、その後の事務に影響が生じないよう、速やかに甲に対し会員番号の変更を行うこと。

なお、会員番号が甲以外の者によって不正に利用された場合において、甲に故意・重過失が無い場合には、甲は不正利用分について支払義務を負わないものとする。

(10) 甲は、公共料金等を乙を介して支払いする場合は、公共料金等を請求する事業者に対して当該事業者の定めた手続きにより利用登録を行うとともに、その内容を乙に対して通知するものとする。

(11) 公共料金等以外のものであっても、甲乙の協議の上でその利用範囲の変更を妨げないものとする。

なお、取引慣習上クレジットカード払いとすることがやむを得ないと認めるものについて、会員番号を用いた決済を利用するものとする。

4 カード利用予定額

以下の金額がカード決済可能であること。

① 月間最大利用見込額 4,000,000 円

② 年間最大利用見込額 35,000,000 円

※利用予定額について、記載した金額の利用を確約するものではない。

5 環境への配慮

(1) 主な環境関係法令の遵守

受注者は、本件の履行に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

(ア) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）

(イ) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

(ウ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

(2) 環境配慮に関する特記事項

受注者は、本件の履行に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

(ア) 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

(イ) エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

(ウ) 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

(エ) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

(才) みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

官署名	住所
九州農政局	熊本県熊本市西区春日2丁目10-1
福岡県拠点	福岡県福岡市博多区住吉3丁目17-21
佐賀県拠点	佐賀県佐賀市栄町3-51
長崎県拠点	長崎県長崎市岩川町16-16
大分県拠点	大分県大分市中島西1丁目2-28
宮崎県拠点	宮崎県宮崎市老松2丁目3-17
鹿児島県拠点	鹿児島県鹿児島市山下町13-21
北部九州土地改良調査管理事務所	福岡県久留米市荒木町白口891-20
南部九州土地改良調査管理事務所	宮崎県都城市志比田町4778-1
土地改良技術事務所	熊本県熊本市東区東町4丁目5-7
八代平野農業水利事業所	熊本県八代市日置町171-1
一ツ瀬川農業水利事業所	宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋300
喜界島農業水利事業所	鹿児島県大島郡喜界町荒木90-2
宇城農地整備事業所	熊本県宇城市松橋町松橋357-1
駅館川農地整備事業所	大分県宇佐市大字石田43-1
筑後川下流右岸農地防災事業所	佐賀県神埼市千代田町直鳥166-1
玉名横島海岸保全事業所	熊本県玉名市横島町横島2081
八代海岸保全事業所	熊本県八代市大村町1092-1
西国東海岸保全事業所	大分県豊後高田市中真玉2144-12